

JOYO BANK NEWS LETTER

2024 年 12 月 23 日

デジタル証明書を活用した、取引時確認結果の再利用 金融庁の「FinTech 実証実験ハブ」支援案件の採用決定について (デジタル証明書を活用した本人確認の実証実験への参加)

常陽銀行（頭取 秋野 哲也）が参画する DID/VC 共創コンソーシアム※（以下 DVCC）は、「本人確認分科会」（2024 年 6 月設置）において検討を行ってまいりました、犯罪収益移転防止法（以下、犯収法）に基づいた取引時確認をデジタル証明書（Verifiable Credential、以下 VC）を活用して実施するスキームが、金融庁の「FinTech 実証実験ハブ」の支援案件に採択されたことをお知らせします。

当行は本実証実験に参加し、VC を利用するお客さま向けのスマートフォンアプリの仕様確認、および VC が銀行に提示された際の受け入れや本人確認事務における確認事務の実現性・有効性を検証します。実証実験の参加企業の中で、スマートフォンアプリの提供を実証範囲とする地方銀行は当行のみとなります。当行は、利用者の使い勝手やわかりやすさ（UI/UX）を重要な要素と考え、利用者目線での確認も行っていく予定です。

※ DID/VC 共創コンソーシアム：Decentralized Identifier / Verifiable Credential Co-Creation Consortium 会員企業数 49 社（2024 年 11 月末時点）

記

1. 実証実験の内容

① 実験内容

本実証実験では、VC を活用することで、犯収法に基づいて金融機関が実施した取引時確認*の結果を利用者本人が管理し、他の金融機関との取引時確認に再利用できる「新しい取引時確認方法」の実現性・有効性を実証します。これまで発生していた「金融機関毎に何度も同じ取引時確認をする」手間を省きつつ、「金融機関が実施した取引時確認結果」を用いることで簡便性と厳格性を両立させる形を実証します。

併せて、複数の企業がそれぞれ構築した異なる基盤の間で VC を流通させる相互運用性の担保についても技術的論点を実機検証します。

*犯収法に基づいた取引時確認：犯収法に基づき口座開設や住宅ローン契約などを行う場合、特定事業者である金融機関が、利用者（顧客）の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）の提示による本人特定事項（氏名、住所、生年月日）の確認（本人確認）に加えて、取引目的、職業、そのほか顧客情報を確認すること。マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT (Anti-Money Laundering / Counter Financing of Terrorism)）を目的としている

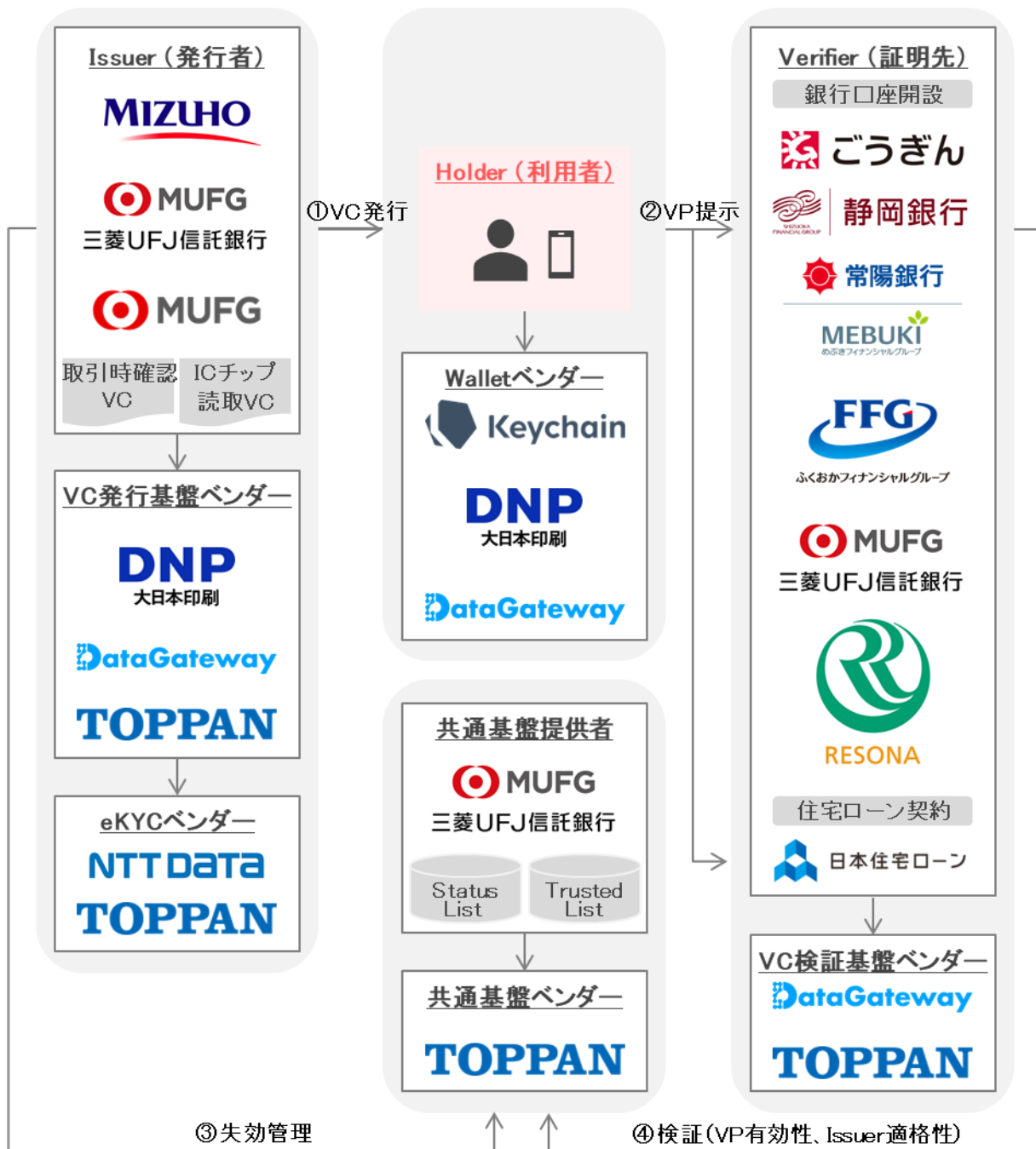
② 想定期間

2024 年 12 月から 2025 年 3 月まで

【実証実験ハブ 実機検証のスキーム図】（参加企業ロゴは五十音順掲載）

「本人確認分科会」の参加金融機関にて実機検証します。

※「本人確認分科会」および「ルール整備分科会（本人確認 WG）」の一部参加ベンダーにて実機開発します。



2. 今後の展開

DVCC では、本実証実験にて犯収法上の取引時確認に対する適法性が認められた場合、実運用にて必要となる、VC の運用ルール等を定める共通のガバナンスフレームワーク案の策定を行い、関係各省庁等と協議の上、新しい本人確認方法の社会実装に向けて取り組んで参ります。

また、今回は、銀行の口座開設、住宅ローンの契約を実証実験で検証するユースケースとしておりますが、今後はクレジットカード発行時の本人確認、証券口座の開設といった様々な特定取引への展開を検討予定です。

3. 本人確認分科会の概要

VC を活用した新しい本人確認の在り方について、実現性と有効性の検証を目的に、2024 年 6 月に発足しました。

設立の背景および目的については、下記 URL のプレスリリースをご参照ください。

「DID/VC 共創コンソーシアム 本人確認分科会」の発足について

https://www.mufg.jp/dam/pressrelease/2024/pdf/news-20240621-001_ja.pdf

【ご参考】「DID/VC 共創コンソーシアム」の設立、「ルール整備分科会」の発足について

https://www.tr.mufg.jp/ippan/release/pdf_mutb/231010_1.pdf

4. 金融庁 FinTech 実証実験ハブについて

「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月閣議決定）において、フィンテックを活用したイノベーションに向けたチャレンジを加速させる観点から、金融庁において、フィンテックに係る実証実験を容易化するための措置を講じるとの方針が示されました。これに基づき、フィンテックに係る実証実験を容易化するための措置として、フィンテック企業や金融機関などが、前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するための支援を行うため、金融庁により設置されました。

フィンテック企業や金融機関などが、実験を通じて整理したいと考えている論点（コンプライアンスや監督対応上のリスク、一般利用者に向けてサービスを提供する際に生じうる法令解釈に係る実務上の課題など）について、個々の実験ごとに結成される庁内の担当チームより継続的な支援が得られます。

「FinTech 実証実験ハブの設置について」

<https://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170921/20170921.html>

5. 実証実験の参加企業（五十音順、敬称略）

DVCC 会員企業のうち、「本人確認分科会」および「ルール整備分科会（本人確認 WG）」の参加企業を中心に実証実験します。

役割	参加企業名
DVCC 幹事	1. 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
ビジネス共創分科会 （本人確認分科会）	2. 株式会社 NTT データ（事務局、ルール整備分科会にも参加） 3. 株式会社オリエントコーポレーション 4. 株式会社山陰合同銀行 5. 株式会社静岡銀行 6. 株式会社常陽銀行 7. 株式会社セブン銀行 8. 大和証券株式会社 9. 株式会社千葉銀行 10. TOPPAN エッジ株式会社 11. 日本住宅ローン株式会社 12. 日本生命保険相互会社 13. 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 14. 株式会社北陸銀行 15. 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 16. 株式会社みずほフィナンシャルグループ 17. 株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 18. 株式会社横浜銀行 19. 株式会社りそなホールディングス 20. 株式会社ローソン銀行
ルール整備分科会 （本人確認 WG）	21. 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 22. 合同会社 Keychain 23. xID 株式会社 24. Global Legal Entity Identifier Foundation 25. 大日本印刷株式会社 26. Digital Platformer 株式会社 27. DataGateway Pte. Ltd. 28. TOPPAN デジタル株式会社 29. 株式会社 TRUSTDOCK 30. パナソニック コネクト株式会社 31. 株式会社日立製作所 32. BIPROGY 株式会社 33. 富士通株式会社 34. 株式会社 VESS Labs 35. 企業名非公表
リーガルカウンセル	36. アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
外部有識者	37. NAT コンサルティング（代表崎村夏彦 氏）

以 上